

「輸出国における栽培地検査を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成10年3月30日付け10農産第2122号 農産園芸局長通達)一部改正新旧対照表

下線部は改正箇所

改正後	現 行
<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 次の植物は前項の野生しているものと同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) 規則別表1の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>(2) 規則別表1の<u>6の項から12の項</u>までに掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>6 規則別表1に掲げる「栽培の用に供し得るもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、食用、加工等の用に供する目的で輸入される、さといも、しょうが、ばれいしょ等の生塊茎、生塊根等であって、生長又は繁殖能力を有するものをいう。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 規則別表1の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる植物であって、パーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、パーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、栽培地検査要求植物に該当する。</p> <p>ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の<u>1の項から5の項</u>までに掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、栽培地検査要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(輸出国植物検疫機関に対する要求事項)</p> <p>第2 [略]</p> <p>(栽培地検査の証明)</p> <p>第3 [略]</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 [略]</p> <p>2~4 [略]</p> <p>5 次の植物は前項の野生しているものと同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) 規則別表1の<u>1の項から4の項</u>に掲げる生植物の地下部であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究の用途に供する少量のもの。</p> <p>(2) 規則別表1の<u>5の項から10の項</u>に掲げる種子であって、同表同項に掲げる地域において栽培地検査を受検することができないままで遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>6 規則別表1に掲げる「栽培の用に供しうるもの」とは、実際に栽培の用に供するもののほか、食用、加工等の用に供する目的で輸入される、さといも、しょうが、ばれいしょ等の生塊茎、生塊根等であって、生長又は繁殖能力を有するものをいう。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 規則別表1の<u>1の項から4の項</u>に掲げる植物であって、パーミキュライト、パーライト、みずごけ、ピートモス、ロックウール、やしがら、へご、パーク、人工礫、木炭等の資材及びこれらの混合物を用い、土と隔絶された環境で育成されたものについても、栽培地検査要求植物に該当する。</p> <p>ただし、二国間協議等により別途定めるものを除くものとする。</p> <p>9 規則別表1の<u>1の項から4の項</u>に掲げる植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、同表の<u>1の項から4の項</u>に掲げる検疫有害動物が付着しない状態で輸入される植物は、栽培地検査要求植物に該当しないものとする。</p> <p>(輸出国植物検疫機関に対する要求事項)</p> <p>第2 [略]</p> <p>(栽培地検査の証明)</p> <p>第3 [略]</p>

改正後	現行
<p>(追記の確認) 第 4 [略]</p> <p>(追記不備の措置) 第 5 植物防疫官は、第 4 の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄 (焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。) し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>ただし、当該植物が規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項まで</u> に掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>2 植物防疫官は、第 4 の確認の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合であって、規則別表 1 の <u>6 の項から 1 2 の項まで</u> に掲げる植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。</p> <p>(輸入検査及び措置) 第 6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 植物防疫官は、輸入検査の結果、栽培地検査対象有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項まで</u> に掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第 5 の 1 項のただし書を準用することができる。</p> <p>(輸入禁止) 第 7 [略]</p> <p>(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査が必要な植物) 第 8 規則別表 1 に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査要求植物は、当該地域における栽培地検査が実施されていないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表 1 の <u>1 の項から 5 の項まで</u> に掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第 5 の 1 項のただし書を準用する。</p>	<p>(追記の確認) 第 4 [略]</p> <p>(追記不備の措置) 第 5 植物防疫官は、第 4 の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合には、自らこれを廃棄 (焼却等の措置をいい、積戻しを含む。以下同じ。) し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。</p> <p>ただし、当該植物が規則別表 1 の <u>1 項から 4 項</u> に掲げる植物に該当するときであって、輸入者から当該植物の地下部を除去して地上部を輸入したい旨の申出があり、次の各号すべてを満たすときに限り、輸入検査を実施した後にその地下部の除去を認めることができる。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>2 植物防疫官は、第 4 の確認の結果、第 3 の追記がなされていないと認めた場合であって、規則別表 1 の <u>5 項から 1 0 項</u> に掲げる植物については、輸入後の用途変更を認めないものとする。</p> <p>(輸入検査及び措置) 第 6 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 植物防疫官は、輸入検査の結果、栽培地検査対象有害動植物の付着を認めた場合は、自ら当該植物を廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に廃棄すべきことを命じなければならない。ただし、規則別表 1 の <u>1 項から 4 項</u> に掲げる栽培地検査対象検疫有害動物が認められた場合は、第 5 の 1 項のただし書を準用することができる。</p> <p>(輸入禁止) 第 7 [略]</p> <p>(植物検疫に関する政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査が必要な植物) 第 8 規則別表 1 に掲げる地域のうち植物検疫に係る政府機関を有しない国から輸出される栽培地検査要求植物は、当該地域における栽培地検査が実施されていないため、輸入を認めないものとする。ただし、規則別表 1 の <u>1 項から 4 項</u> に掲げる植物であって、輸入者から当該植物の地下部を除去して輸入したい旨の申出があった場合には、第 5 の 1 項のただし書を準用する。</p>

改正後		現行	
別記（第2関係） 輸出国への栽培地検査等の要求事項		別記（第2関係） 輸出国への栽培地検査等の要求事項	
検疫対象有害動植物	要求事項	検疫対象有害動植物	要求事項
1 コロンビアネコブセンチュウ	〔略〕	1 コロンビアネコブセンチュウ	〔略〕
2 テンサイシストセンチュウ		2 テンサイシストセンチュウ	
3 <u>ニセコロンビアネコブセンチュウ</u>			
4 ニセネコブセンチュウ		3 ニセネコブセンチュウ	
5 パナナネモグリセンチュウ		4 パナナネモグリセンチュウ	
6 えんどう萎ちょう病菌	〔略〕	5 えんどう萎ちょう病菌	〔略〕
7 いんげんまめ萎ちょう病菌	〔略〕	6 いんげんまめ萎ちょう病菌	〔略〕
8 すいか果実汚斑細菌病菌	〔略〕	7 すいか果実汚斑細菌病菌	〔略〕
9 とうもろこし萎ちょう細菌病菌	〔略〕	8 とうもろこし萎ちょう細菌病菌	〔略〕
10 とうもろこし葉枯細菌病菌	〔略〕	9 とうもろこし葉枯細菌病菌	〔略〕
11 <u>ソラマメステインウイルス</u>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。	10 <u>ソラマメステインウイルス及びソラ</u>	媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って、本病の発生がないことを確認し、その旨を植物検疫証明書に追記すること。
12 <u>ソラマメトウモロコシモザイクウイルス</u>		<u>マメトウモロコシモザイクウイルス</u>	

附則

この通知は、平成20年4月12日から施行する。